

会 議 録

審議会等の 名称	令和5年第6回教育委員会（定例会）
開催日時	令和5年3月28日（火）14：00～15：00
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公 開の区分	公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員
欠席者	
事務局	兒玉教育部長、古賀文化財担当理事、上野教育部次長、石川教育総務課長、藤原教育施設管理課長、右田学校教育課長、内田社会教育課長、渡辺文化財保護課長、松富中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （1）山口市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について （2）山口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について （3）第三次山口市教育振興基本計画の策定について （4）山口市小中一貫教育基本方針の策定について （5）山口市デジタル教育推進計画の策定について （6）第二次山口市生涯学習基本計画の策定について （7）第四次山口市立図書館サービス計画の策定について （8）第四次山口市子ども読書活動推進計画の策定について （9）山口市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について 報告事項 （10）令和5年3月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について
	藤本教育長 ただいまから、令和5年第6回教育委員会（定例会）を開会いたします。 会議録の署名につきましては、横山委員さんと角川委員さんをお願いしたいと思います。 本日は、追加議案が1件ございまして、議案9件、報告1件となっております。 まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。 本日の議案は、市議会に上程する案件はございませんので、公開にて審議したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 （全員挙手） それでは、本日は、すべてを公開にて審議いたします。 まず、議案第1号の「山口市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則」について事務局からお願いします。

	石川教育総務課長。
石川教育総務課長	議案資料①、1ページをご覧ください。 説明については、議案参考資料②の1ページをご覧ください。 本市教育委員会が保有する個人情報の保護につきまして、個人情報の保護に関する法律及び山口市個人情報保護法施行条例、山口市個人情報保護法施行細則により行うこととするものでございます。 改正の内容といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴うものでございます。 これまで個人情報に関する手続きにつきましては、情報を取り扱う主体ごとに、国の行政機関及び独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体において、別々に運用されてきたところでございますが、今回の一部改正は、そうした主体ごとに異なる運用を統一することを目的とするものでございます。 このことに伴い、山口市個人情報保護条例が廃止され、今後、山口市の個人情報の取扱いに係る手続きは、個人情報の保護に関する法律の施行細則に基づき行われることとなりますことから、市長部局と同様、教育委員会においても必要な規則整備を行うこととしたところでございます。 これまで、本市教育委員会の個人情報の手続きは廃止されます「山口市個人情報保護条例」に基づき行っていたため、今後の手続きに関しては「山口市個人情報保護法施行細則」に基づき、「山口市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則」を新しく制定するものでございます。 施行期日は令和5年4月1日でございます。 議案第1号に関して、説明は以上でございます。
藤本教育長	議案第1号について、意見や質問等はありませんか。 他に意見や質問等がないようでしたら、議案第1号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第2号の「山口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いします。 石川教育総務課長
石川教育総務課長	議案資料①、2ページをご覧ください。 説明は、議案資料Aの4ページでさせていただきます。 文化財保護課の業務において、教育長名をもってする文書、教育委員会名をもってする文書、および庁名をもって押印するものが年間で数百件ございます。

	そうした中で、公印を押印するためだけの事務局への来館が多くありますことから、このたび教員長印および教育委員会印について、文化財保護課専用の公印を調製、保管者を文化財保護課長とすることとし、これに伴い公印規則を改正するものでございます。 加えて使用区分が山口市指定文化財指定書となっている教育会印、こちらが12番になりますが、こちらも併せて文化財保護課長とするものでございます。 説明につきましては以上でございます。
藤本教育長	議案第2号について、意見や質問等はありませんか。 他に意見や質問等がないようでしたら、議案第2号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第3号の「第三次山口市教育振興基本計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。 石川教育総務課長。
石川教育総務課長	議案資料①、3ページをご覧ください。 説明は、資料③で説明させていただきます。 12月の定例会におきまして、報告した後、いただいた意見を整理した後、本年2月14日から3月16日までの間、パブリックコメントをおこなったところでございます。 このパブリックコメントにおきまして、一人の方から意見をいただいております。 意見の内容を説明させていただきますと、教員の時間外労働時間を減らすために、教員などを増やすといったことその他、教員が直接する必要のない業務については事務員などの教員以外の専門職員を雇うといった対策を教育方針として示してほしいといった内容のものでした。 この意見の回答いたしましては、資料③の52ページに、教職員が自ら職務に誇りを持ち、やりがいと働きがいを感じることでできる環境が必要であるとしていまして、そのための方策として教職員の時間外勤務時間の縮減を図るなどの働き方改革を推進していく取り組み方向性を示していると回答しています。 また、具体的な取り組みとして、教育業務の支援員、部活動指導員、情報教育支援員、補助教員の充実、地域人材の活用、ICT機器の活用を通して教職員の在校時間の長時間化の改善を図ることとしているといった旨を回答したところであります。 こうしたことから、このたびのパブリックコメントに伴う本計画の変更はございません。 次に、12月の定例会において報告させていただきました大きな変更

	点が1点ありまして、それを報告させていただきます。 資料③、1ページでございます。 序章の計画の位置づけの図になりますが、この計画の一番右のところに「山口市歴史文化基本構想」がございます。 これまでは「山口市文化財保存活用地域計画」としていたところに「山口市歴史文化基本構想」としたところです。 これは本市の総合計画でございます「山口市第二次総合計画後期基本計画」の策定が進む中で、その他様々な計画の位置づけの見直しも進みまして、そうした中で変更となったものでございます。 このほかの変更点につきましては、皆様方に、12月に申し上げた内容と大きな変更はございません。 以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。
藤本教育長	議案第3号について、意見や質問等はありませんか。 他に意見や質問等がないようでしたら、議案第3号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第4号の「山口市小中一貫教育基本方針の策定」について、事務局から説明をお願いします。 右田学校教育課長
右田学校教育課長	議案資料①の4ページをお開きください。 「山口市小中一貫教育基本方針(案)」には、1月の教育委員会定例会でご報告いたしましたとおり、2月14日から3月16日までの期間にパブリックコメントを実施いたしました。 本方針に対するご意見といたしましては「基本方針である考え方の多くに共感したが『めざす子ども像』の言葉の『めざす』は、行き過ぎる子どもに押しつけをすることにつながらないか。」といった意見や「保護者に周知していく必要があるのではないか。」といった意見、また、自身の日本人学校での教育経験をもとにした小中一貫教育に対する期待について意見をいただいたところであります。 こうした意見に対し「『めざす子ども像』は学校の思いだけで設定するのではなく、学校運営協議会等を通して児童生徒の思いや地域・家庭の願いなどを反映していくものであること」、また保護者への説明については、本課が作成しましたリーフレットの配布等を通して広く、周知を図っていく旨の回答を行っております。 内容や表記を大きく変更する必要性はないものと判断いたしましたことから、意見に基づく基本方針の修正は行っていないところでございます。 こうしたパブリックコメントの結果を受けまして、公表いたしました

	基本方針案を、最終案としてお示しをしております。 4月からの新学期以降、本基本方針に基づき、各中学校区におきまして小中学校の教員同士が関わり合いながら、特色のある小中一貫教育の試行研究が進んでまいりますよう支援を行っていく所存でございます。 以上で、山口市小中一貫教育基本方針の策定の説明を終わります。
藤本教育長	議案第4号について、意見や質問等がありませんか
山本委員	この基本方針は、いつ、どこに配りますか。
上野教育部次長	小中一貫教育の基本方針に限らず、教育委員会内で5つの部門計画を策定しています。今年度中に計画の細かい内容も含めて最終確認をしまして、今年度中に策定を完了します。 それから各所管課において印刷の調整を行うため、新年度になってから4月、または5月ぐらいに配布ができるか、そこは担当課によってばらつきがあります。
兒玉教育部長	配布もですが、あとウェブサイトにも掲載しますので、全市民向けのアナウンスをすることになります。
山本委員	学校、校長先生などもウェブサイトで見ることになるのですか。
兒玉教育部長	冊子については、以前、たくさん印刷しておりましたが、今はウェブサイトでの掲載に切り替えております。 そうした中でも学校などには、冊子にして配布しているところでもございます。
山本委員	この基本方針と教育振興基本計画、デジタル教育推進計画については、校長がもって読むべきだと思っています。 ぜひとも手に届くべきだと思っています。
藤本教育長	保護者にはリーフレット配布以外のこともお願いしたいと思います。 校長先生たちや保護者へは、広く周知を図っていただかなければならないですね。
右田学校教育課長	3学期も行っていますが、今後とも学校運営協議会のほか、PTA会議など、様々な機会をとらえて周知に努めてまいりたいと思っています。
藤本教育長	学校運営協議会だけでは特定の人のみへの周知になってしまうので、とにかく広く伝えていく機会を設けていくと良いと思います。
藤本教育長	他に意見や質問等がないようでしたら、議案第4号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第5号の「山口市デジタル教育推進計画の策定」について、事務局から説明します。 右田学校教育課長。

	右田学校教育課長	議案資料①、５ページをお開きください。 説明は資料⑤をご覧ください。 山口市デジタル教育推進計画案は、１月の教育委員会定例会でご報告いたしましたとおり、２月１４日から３月１６日までの期間、パブリックコメントを実施したしましたが、その結果、本計画に対するご意見等はございませんでした。 この結果を受けましてパブリックコメントで公表しました計画案につきまして、最終的に文章表現等細かな修正等を行ったものを本日、本計画の最終案としてお示しております。 本計画につきましては、１０ページにございますように基本目標として「自ら学び多様の人と学びあう子どもの育成」「ＩＣＴ教育を活用した新たな学びの創造」を掲げておりまして、子どもたちが未来を生き抜くための力となる本物の学力を育んでいくためにＩＣＴを効果的、効率的なツールとして活用することで、児童生徒自らが考える、他者との対話・協働により深く学ぶことができる授業づくりを進めていくこととしております。 来年度以降この計画に基づきまして、電子黒板等の更新・増設を行うなど、学校におけるＩＣＴ環境を一層充実させるとともに、各小中学校において一人一台端末等を効果的に活用した授業をしっかりと行えるよう、様々な取り組みを進めてまいり所存です。 以上で山口市デジタル教育推進計画の策定の説明を終わります。
	藤本教育長	議案第５号について、意見や質問等はありませんか。 家庭への持ち帰りは浸透してきていますか。
	右田学校教育課長	昨年度１０月以降、日常的な持ち帰りについては、しっかりと進めているところです。 また、タブレット等の持ち帰りに伴う荷物等の重量が負担にならないよう、学校でも持ち帰るものの精選等を併せて行っているところです。
	藤本教育長	長期欠席者のオンライン授業は、学校によって差異がありますか。
	右田学校教育課長	この件については、オンラインを活用してしっかりと家庭に学びを届けていくことが、国の方針にもありますので、新年度しっかりと推進してまいりたいと思います。
	藤本教育長	他に意見や質問等がないようでしたら、議案第５号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手） それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第６号の「第二次山口市生涯学習基本計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。 内田社会教育課長。

	内田 社会教育課長 議案の6ページ、議案第6号「第二次山口市生涯学習基本計画の策定」についてご説明いたします。 令和5年1月に開催されました第1回教育委員会定例会の際に、各計画をお配りし説明したところであります。 その後に修正した点もありますので説明いたします。 資料⑥の4ページをご覧ください。 生涯学習の定義でございます。 定義を文章のみにするよりも図を用いたほうが分かりやすいのではないかとということがございまして、図を入れたところです。 また、生涯学習の定義について、地域の説明として形式地域とか実施地域のいうのを入れておりましたけれども、分かりづらいというご指摘もございましたので掲載しないということにしました。 またパブリックコメントにおいての意見等は1件もありませんでした。 以上でございます。
	藤本教育長 議案第6号について、意見や質問等はありませんか。 他に意見や質問等がないようでしたら、議案第6号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第7号の「第四次山口市立図書館サービス計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。 松富中央図書館長。
	松富中央図書館長 議案集①、7ページを開いてください。 説明は資料⑦をご覧ください。 全体の説明文から少し変えたところがあります。 1ページをご覧ください。各用語で初めに出てくるところに※印を入れて、その部分を分かりやすいようにしております。 それから22ページ、利用カードのスマートフォン業務、マイナンバー作業ですが、予算が付きまして、令和5年度から検討し令和7年度実施にしておりましたけれど、令和5年から実施ということで前倒しをしております。 言い回しとか表現の仕方とか、字句の修正とか細かいことが結構多数ありますが、それは意味を変えるようなものではありません。 それとパブリックコメントにおいて、1件意見をいただきました。 読書通帳をつくって、読書記録を実施してほしいということでしたが、現在もウェブサイト上にマイ本棚機能がありまして、これを使えばそういった自分で読んだものとか、そういったものを記録することができるようになっておりますといった返事をしています。

	内容的には修正したものはございません。 以上で計画の説明を終わらせていただきます。
藤本教育長	議案第7号について、意見や質問等はありませんか。 他に意見や質問等がないようでしたら、議案第7号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、議案のとおり決定します。 続きまして、議案第8号の「第四次山口市子ども読書活動推進計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。 松富中央図書館長。
松富中央図書館長	議案集①8ページを開いてください。 説明は資料⑧をご覧ください。言い回しや表現の仕方、語句の変更などがありますが、内容的には変更したものではありません。 パブリックコメントの意見も1件もございませんでした。 基本的には、前回説明した内容がそのままということでございます。
藤本教育長	議案第8号について、意見や質問等はありませんか。 朝読はどれくらいの割合かとか、把握できますか。
右田学校教育課長	朝10分から15分程度、学習活動を設定している学校が大多数ではあります。そのうち週1回ないし2回程度の読書を行っている学校がございます。
藤本教育長	他に意見や質問等がないようでしたら、議案第8号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、原案のとおり決定いたします。 続きまして、議案第9号の「山口市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」について、事務局から説明をお願いします。 右田学校教育課長。
右田学校教育課長	資料は追加議案集をご覧ください。 これは「山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」が、令和5年4月1日に施行され、学校職員の出勤簿の取り扱いが変更されることに伴い、本市の規則における項目も併せて整理したものでございます。 以上で議案第9号の説明を終わります。
藤本教育長	議案9号について、意見や質問等はありませんか。 他に意見や質問等がないようでしたら、議案第8号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、報告議案に移らせていただきます。

	報告第1号の「令和5年3月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概要報告の対応状況」について、事務局から説明をお願いいたします。 児玉教育部長
児玉教育部長	資料⑨と⑩の資料でご説明いたします。 3月定例会は、2月27日から一般質問質疑が行われまして、8人の議員から教育委員会の質問をいただいております。 それでは質問の要旨です。5ページをお開きください。 鳥飼祐矢議員です。 第3次山口市教育振興基本計画について、①小中一貫教育の推進と②幼稚園、保育園との連携、いずれも教育長から答弁をいただいております。 ①については、小中一貫教育の推進ということで、これまでの議会の振り返りになりますので、内容の説明は割愛させていただきます。 ②について、小中一貫教育に幼保小連携の視点を加えて実施している自治体がある、本市の計画案に幼保小連携に関する記述があるが、計画に掲載したその真意と方向性について伺うということです。 資料⑩、1ページをお開きください。 ①の教育振興基本計画の中の小中一貫教育の推進ということですが、先ほど申しましたように、これまでの議会のやり取りの振り返りのようなご質問でありましたので説明を割愛させていただきます。 ②の幼稚園・保育園の連携のところで、幼児期から取り組むことで効果が高くなると、本物の学力の中に含まれる非認知能力の育成について、そのような研究がより多くされているところである。 その後、縷々説明していますが、議員の質問に対し、肯定的な方向で答弁しております。 続いて、資料⑨、23ページをお開きください。 村上光典議員、教育行政について、①教職員の負担軽減策、②読書環境の整備・充実のところでは、 質問の要旨です。教職員の働き改革の必要性が指摘される中、教職員の負担を軽減し、子どもとしっかりと向き合える時間を確保することは、教育の質を保障するためには重要であると考えている。 部活動の地域移行もその一例と考えるが、教職員の負担軽減策の現状認識と課題解決の取り組みについて市の所見を伺う。 ②について、文部科学省では、学校図書館において、整備すべき蔵書として、学校図書館図書標準が定められている。 本市においても山口市子ども読書活動推進計画を策定し、蔵書数の確保とともに学校の読書環境の整備に取り組んでいる。 しかし、一部の自治体では蔵書数を確保するために、利用価値のない本を廃棄しないという状況がみられるという報道もある。

古い資料では誤った知識を与える可能性もあるため、新しい資料への更新が必要だと考えるが、本市の学校図書館図書標準達成状況と学校図書の廃棄、更新の現状と方針について伺う。

資料⑩、３ページでございます。まず教職員の負担軽減策の①でございます。

これまでもこうした質問がありましたが、その時も同様に４つの柱として、一つ目の柱「勤務体制の改善」、二つ目の柱「業務の見直し、効率化」、三つの柱「学校支援人材の活用」、四つの柱「地域教育力の活用」に取り組むと答弁しております。

ただ月に４５時間を超えている教職員は依然おり、うち２０％は部活動が原因であると言われており、そうしたことから部活動の地域移行についても、教職員の負担軽減に資するものであるといった答弁をいたしましたものであります。

併せて、この部活動の地域移行に関する令和５年度の当初予算で計上した内容も３ページで若干触れています。

４ページでございます。②の図書館の蔵書冊数等の状況でございます。

本市の蔵書冊数は令和３年度末時点、市内小中学校５０校のうち１０校で文部科学省が定める学校図書標準を達成できていない現状を答弁しております。

そうした図書標準に満たしていない学校については、図書の購入費の追加配分を行っているとしています。

また議員から指摘があった問題点に対しては、蔵書数の確保とバランスを考えつつ、図書の廃棄を進めていく必要があるとするとともに、図書の廃棄については公益社団法人全国学校図書館協議会が学校図書館としての廃棄基準を示しているので、その基準を基本に図書の廃棄を進めていくと答弁しております。

いずれにしても更新についてはきめ細かく行っていくといった答弁をしております。

それでは資料⑨、３５ページをお開きください。

山本浩二議員、学校を核とした地域づくりについて、地域協育ネットの活用、こちらは教育長から答弁しております。

質問の要旨です。人と人とのつながりの意識の希薄化が指摘されている現代において、今後、学校運営支援や児童生徒、その保護者を地域で支えあっていく必要性があり、学校を基軸として地域保護者や社会教育団体等との連携、つながりづくりの強化が必要となってくると考えている。

本市が現在地域協育ネットで取り組んでいるコミュニティスクールを核とした地域のネットワークの強化による人づくりと地域づくりの好循環の創出を更に推進していく必要があると考えるが、市のご所見を伺う。

資料⑩、４ページです。コミュニティスクールや地域協育ネットの基本的な説明を答弁しております。

そうした中で５ページですが、人と人とのつながりの意識の希薄化が指摘されている現代において、子どもの生きる力を育むための、地域協育ネットの取り組みや子どもの学びのみならず地域間のつながりの醸成にも寄与する取り組みと考えおり、地域協育ネットの活動により一層充実してまいりたいと考えていると、議員の提案を肯定的にとらえた答弁をしております。

続いて資料⑨、４５ページを開いてください。

大來議員の日本語指導が必要な児童生徒等への対応について、日本語学習支援の拡充ということで、教育長が答弁しております。

質問の要旨です。日本語指導が必要な児童生徒等に対する支援として、児童生徒が入学後に集中的に日本語を学ぶことができる体制の整備や、外国人児童生徒の受け入れ、日本語指導に係る研修の充実が必要だと考えるが所見を伺う。

資料⑩、５ページをご覧ください。まず外国人児童生徒の入学後に集中的に日本語を学ぶことができる体制の整備について、学校内の支援と学校外の支援の二つの切り口で整理をしております。

学校内の支援としては、日本への入国後、１年以内の外国籍の児童生徒を対象に現在、小中学校４校に８人の日本語指導助手、日本語指導補助員を配置している。

それ以外の取り組みとして今年度県教育委員会は山口県立大学と連携として開始した日本語指導を必要としている児童生徒へのオンライン授業を活用している。

日本語指導を必要としている児童生徒が在籍している小中学校においては、今年度に３名が参加し、１人につき１０回実施したことを紹介しています。

次に学校外の教育支援でございますが、青年協力隊山口県ＯＢ会のボランティアによる子どものための日本語教室、あるいは昨年度６月に外国ルーツの子ども支援ネットワーク会議が設置されており、本市の教育委員会や国際交流課のみならず、その他関係者が連携し、例えば保護者間懇談会で通訳や地域行事の参加支援等行っているといった紹介をしております。

次に外国籍の児童生徒の受け入れや日本語指導にかかる研修の充実ということで、研修をしっかりとすべきだということの質問に対してですが、こちらについては議員の提案にそった肯定的な答弁をしているところでございます。

続いて資料⑨、５４ページをお開きください。野島議員です。

子育て支援について、①児童の身体的な負担軽減、②経済的な負担軽減

減のお尋ねに対して、私から答弁をいたしました。

①について、市内小中学校において今年度よりタブレット端末の持ち帰りが開始され、持ち帰る副教材・タブレット端末・水筒等の総重量は6キロから8キロになることを確認している。

特に小学校低学年の児童にとっては体格や発育の差、通学距離の差によって持ち帰る教材等の多さが負担になっていると考えるが、児童等の身体的負担軽減の視点から学校としての現在の対応状況と今後の具体的な取り組みについて市の考えを伺う。

②については、経済的負担軽減についての質問です。

児童生徒の入学、通学にあたりランドセルや制服など家庭での経済的負担は大きいと聞いている。

また教材の中には一学年でしか使用しないものや兄弟で共用できないものもあり、その教材費も各家庭にとって負担になっていると考える。

このような教育現場における保護者経済的負担軽減における取組について市の考えを伺う。

資料⑩、6ページになります。まず児童の身体的な負担軽減について、議員の指摘を受けた中で、特に小学校低学年の児童にとっては重さや量が大きな負担になっているものと認識している。

そうした中、本市では今年度2学期からクロームブックの家庭への持ち帰りを本格的に開始したため、登下校時の携行品が一つ加わることになるため、クロームブックの日常的な持ち帰りを基本としつつも、その頻度を必要の場合に限定するように指導した。

その他、教科書のほかの学科の持ち帰りに対する配慮、家庭学習に使用しない教科書は学校に置いて帰らせるとか、体操服の持ち帰りは他の曜日に分散させるとか、そういった持ち帰りに対する配慮、それについても周知を再度行ったということです。

また学習者用のデジタル教科書について、令和6年度の本格導入に向けた検討を進めていることから、そうしたものが導入されれば、また登下校時の携行品の減少につながっていくものと考えていくといった答弁をしております。

経済的な負担についての提案については、取り組み事例、負担軽減、いろいろな学用品等の経済的負担軽減の取り組み事例として、7ページから3点ほど掲げております。

1点目は就学援助、2点目は学校給食等の物価高騰分の公費負担、3点目は問題などの教材使用の工夫といった形で、議員の質問に肯定的なご答弁をしております。

続いて資料⑨、64ページをお開きください。安河内議員です。

団塊の世代の活躍の機会創出について、やまぐち路傍塾の更なる活用の質問に対し、私が答弁させていただいています。

質問の要旨です。人生100年時代の元気活躍のまちづくりを掲げる本市において、今の日本を支えてこられた団塊の世代の方々を中心に現役を引退された後もビジネスやスポーツ、芸術等様々な分野で指導等をされる場合に、まだまだ最前線で活躍できる方が多いのではないかと感じており、こうした団塊の世代の方々が地域等で活躍できる場として、例えばやまぐち路傍塾を活用することができるのではないかと考えている。

やまぐち路傍塾の活動件数を分析すると、成人、特に若者世代の利用実績が少ないため団塊の世代と若者世代がつながる機会が少ない状況にあり、若者世代を含めた幅広い層の利用拡大が団塊世代の活躍の場の創出にもつながるものであると考えている。

そこで利用者、特に若者世代の利用促進につなげるため、やまぐち路傍塾登録分野の拡充や若者世代に周知を図る必要があるのではないかと、また団塊世代に対しては様々な分野に活躍できる場として、やまぐち路傍塾に参画を促し登録や活動につなげていく必要があるのではないかと考えるが、市の所見を伺いたい。

資料⑩の8ページをお開きください。団塊の世代については、他の世代と比べ突出した人口規模をもち、戦後の日本における数々の社会変化の原動力となってきたといわれている世代であり、これまでに培ってきた知識や技能、経験等を生かして地域で活躍する役割が期待されているところであると、団塊世代を中心とした、いわゆるシニア世代の活性化、について肯定的にとらえる答弁をしたところです。

そうした中で、やまぐち路傍塾の活用ということも肯定的にとらえ、更なる利用者数を増やしていくため、若者世代のニーズにあった取り組みが必要と考えており、若者世代の訴求力のある登録分野の精選と登録者の開拓、またやまぐち路傍塾を利用してもらうための情報発信方法の検討が必要と考えているというところで、具体的な方法について検討するといった直接的な答弁はいたしておりませんが、肯定的にとらえた答弁にいたしております。

続きまして、資料⑨、72ページをお開きください。尾上頼子議員の小中一貫教育について、①学校の課題や困難さの根本原因、②小中一貫教育に対する過大評価、③協議による教員の多忙化、④学力偏重の懸念ということで、こちらはいずれも教育長で答弁しております。

要旨でございます。先日山口小中一貫教育基本方針が示された。不登校児童生徒数の増加や学校現場における教員の多忙化の解決のためには、教育予算の増加や教員の確保に取り組むべきであって、小中一貫教育で課題を解決しようとすることはあやまりであると思うが、市の所見を伺う。

②小中一貫教育の導入の成果を学校の教員に強いることはあってはな

らないが市の所見を伺う。

③小中一貫教育の推進に当たり、教員の協議の場が増え、そのことに時間がとられることで教員の負担にならないようにすべきであると考えてるが市の所見を伺う。

④小中一貫教育の導入が学力偏重にならないようにすべきと思うが市の所見を伺う。

資料⑩、9ページになります。

4つの視点の質問で、いずれも小中一貫教育の導入について、次のよう心配に思われている様々な視点でお尋ねいただいておりますが、いずれも小中一貫教育基本方針に掲載していることでありますし、またその議論の中で十分ねった形で小中一貫教育基本方針にも掲げてありますことから、一つ一つ議員のご質問・ご不安に対して、直接払しょくする方向で丁寧に答弁させていただいております。具体的な内容につきましては、分量もありますので割愛させていただきます。

それでは資料⑨、86ページをお開きください。倉増賢治議員です。国宝瑠璃光寺五重塔の檜皮葺屋根のふき替え時の誘客対策についてということで、私が答弁しております。

教育の関係の質問は要旨のところで紹介しますが、70年ぶりに実施される国宝瑠璃光寺五重塔の檜皮葺屋根の全面ふき替え工事について、教育委員会に対して、工事の具体的な内容とスケジュール並びに公園内の安全対策はどのようなになっているのかを伺うとの質問をいただきました。

資料⑩、11ページをお開きください。すでに本年1月から鉄板を引くなどの準備工事が行われている。

4月からは工事の足場を支える鉄骨の設置、6月から10月にかけては工具や材料などの落下による被災を防止するためのシートを張る作業が行われる。

以降は、屋根のふき替え工事を最上層の五層目から順次施工し、すべての屋根のふき替えが終了するのは令和7年4月頃の予定となっているところです。

その後は、シートや鉄骨をはじめ公園内工事用架設物の撤去等を行い、令和8年3月に全工程が完了する予定と聞いており、安全対策ということで、種々の取り組みをご紹介しているところです。

本会議における議論の様子については以上でございます。

資料⑨、90ページです。

3月議会で委員会審査において、代表報告として3点申し上げます。

1点目はYCAM連携事業、山口子ども未来型学習プラネットの実施状況について、令和4年度の取り組みを振り返るような格好でご紹介をいたしております。

	委員の皆様は承知のとおり、小学校・中学校・教員と三本の柱で取り組みをしている中で、360度図鑑は代表的な取り組みとなっていますが、いずれにしても教育効果が高かったということでご紹介をいたしております。 2点目は、山口市指定文化財の指定です。 令和5年1月11日付で木造釈迦如来坐像および両脇侍蔵を山口市指定文化財指定にしたことについて概要を報告いたしました。 3点目は、山口市小中一貫教育の今後の取り組みについてです。 基本的には方針の中で説明しておりますから、昨年12月議会で特に教職員の負担軽減であるとかなどへの質問がありました。 あとは一般質問、予算議会でありましたので、長時間にわたり、様々な質問がでましたが、文化財に関するご質問が非常に多かったといった所感を持っております。以上でご説明を終わります。
藤本教育長	それでは報告第1号につきまして、意見や質問等はございませんか。
角川委員	野島議員の経済的な負担軽減のところです。 実際に私の子ども達も小学校を卒業してランドセルをそのままにしています。 学校に寄付したいと思っても、どのようにしたら良いのか分からない方がたくさんいるのではないのでしょうか。 また、実際にランドセルは高価ですので、貰いたいと思う方がいれば、是非そうした方に差し上げたいと思っている方はたくさんいると思うのです。 ランドセルの寄付について、小学校6年生の時にアンケート等を行い、入学前の就学前健診等で、ランドセルを希望しますかといったアンケートを行うことで、欲しい方にさし上げるというシステムをPTAとしてやったほうが良いのではないかと思います。ただPTAの活動にするにしても、そういうのを促すというかそれぞれの学校での話になるのではないかと思います。学校からこういう取り組みはどうですかというふうに、PTAの会長に話をして、制服とかも実際たくさんある（入らなくなったから買い換えて、それを近所の人にあげるとか知り合いにあげるとか有給品バザーで出す）とかいろいろな形はあると思いますが、できれば困っている方に使っていただくと、さし上げるほうもお互いにいいのかなと思うので、そのようなシステムを流れとして提案して、活動的にはPTAのほうですればいいと思うのですが、そのことをするといいのではないかと、眠っている制服がたくさんあるのではないかと、ランドセルにしても場所をとるし、できればさしあげたほうがいいのではないかと、思っている人はたくさんいると思いました。
児玉教育部長	説明内容は、かなり要約したものとなっております。 実際の答弁は資料⑨の62、63ページをご覧ください。

	補足になりますが、議員の御指摘通り、学用品を提供したいという保護者と利用したい保護者をつなぐ取組みについては、各学校において行われているとのこと。 こういったところをPTAの協力をいただきながら、しっかり広げていけたらと思っています。 年何回もリユースマーケットをしているところもあります。 そうした取組みを紹介しながら、再利用を進めていけたらと思います。
角川委員	学校によって取組みは様々あると思うのですが、そのことを多くの保護者が知ることができると良いですね。
児玉教育部長	63ページあるように、制服バンクという取り組みを行っている学校があるようです。
横山委員	資料⑨、15ページの部活動の地域移行についてはどうでしょうか。
児玉教育部長	鳥養議員から、部活動の地域移行について質問をいただいております。教育長から答弁しております。 令和4年12月、スポーツ庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、令和5年度から令和7年度の3年間を「改革推進期間」として、部活動の地域連携・地域移行について可能な限り早期の実現を目指す方向性が示された。 しかしながら、当初公表されていたガイドライン案から目標達成期間がずれ込んだ印象がある。 部活動改革は少子化対策や教職員の負担軽減を目的に始まったと理解しているが、特に教職員の負担軽減の先延ばしとならないように推進していくべきと考える。 また、ガイドラインの公表と前後し、マスメディアを通して部活動の地域移行に関する様々な報道がなされており、市民の方々から市の方向性が分からないことによる不安の声が寄せられている。 そこで、現時点で想定している受け皿づくりや平日を含めた移行など、本市の部活動の地域移行に関する今後の方向性について伺う。 答弁については資料⑩、2ページです。 国が示したガイドラインを受けて、現在、庁内関係部局において課題等の整理を行っているという状況であるといったことを紹介しながら、令和5年度の当初予算案について具体的な取り組みをいくつかをお示しをしております。 まず1つ目は部活動の地域移行にかかる本市の推進計画と協議する会議体の設立・運営であります。 それからスポーツ文化芸術活動団体と中学校の連絡調整・安全管理・指導者の派遣管理等を行うコーディネーターの配置、あるいは既存の部活動指導員の増員、そのようなことを考えているといった答弁をしております。

	藤本教育長 部活動の地域移行は難しい課題となっていますね。 本市のみならず全国的に多くの自治体が苦慮しているということです。 一番の課題は指導者の人材確保でしょう。指導者の専門性などを考えると人材が足りない。 また、保護者負担なども課題となってくる。 様々な課題はありますが、多くの人の意見をいただきながら進めていくしかないでしょう。
	藤本教育長 その他、よろしいでしょうか。 以上で本日の審議案件を終了いたしました。 次回の定例議会は第一会議室で4月28日午後2時からの予定です。 よろしくお願いいたします。 以上をもちまして令和5年度第6回教育委員会定例会を閉会します。
署名	上記のとおり相違ありません。 令和5年 月 日 教育長 _____ 署名者 _____ 署名者 _____ 会議録調製 _____